

平成20年8月11日

株 主 各 位

東京都西東京市東伏見三丁目8番13号

**タクトホーム株式会社**

代表取締役社長 山 本 重 穂

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年8月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年8月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都西東京市東伏見三丁目6番19号  
本社 2階大会議室  
（本総会は、新本社で執り行います。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第25期（平成19年6月1日から平成20年5月31日まで）事業報告並びに計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

## 添付書類

# 事業報告

(平成19年6月1日から  
平成20年5月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、設備投資や輸出増加に支えられ企業業績は好調に推移し、景気は穏やかに拡大してまいりましたが、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、原油価格の高騰、株安等により先行き不透明感が強まる状況でありました。

一方、個人部門においても、原油価格等の高騰の影響からガソリンをはじめとした諸物価の上昇、実質所得の伸び悩み等から消費マインドがやや減退する状況でありました。

当不動産業界におきましては、平成19年6月に施行された改正建築基準法の影響による新設住宅着工戸数の減少、土地及び建物原価の上昇分を販売価格に転嫁できない状況等が続き、同業他社との競争激化も相俟って依然として厳しい状況にあります。

このような状況下において、当社では「より良いものを、より安く、より早く」の信念のもと、徹底した原価管理と品質向上に努め、良質な戸建分譲住宅を提供してまいりました。

また、営業面におきましては、平成19年6月に岩槻営業所（埼玉県さいたま市）、越谷営業所（埼玉県越谷市）、平成19年7月に昭島営業所（東京都昭島市）、平成19年8月に下井草営業所（東京都杉並区）、鎌ヶ谷営業所（千葉県鎌ヶ谷市）、はるひ野営業所（神奈川県川崎市）、平成19年12月に中部圏で3店舗目となる名古屋支社（愛知県名古屋市）を開設、営業基盤の拡充を図りました。

これらの結果、当事業年度における売上高は、64,923百万円（前事業年度比22.3%増）となりました。営業利益は2,273百万円（同42.7%減）、経常利益は2,068百万円（同47.5%減）、当期純利益は1,056百万円（同54.2%減）となりました。

なお、事業部門別の状況については、当事業年度も本業である戸建住宅を中心とした不動産分譲事業に経営資源を集中した結果、不動産分譲事業の売上高は64,546百万円（前事業年度比22.8%増）で売上高構成比99.4%、その他事業の売上高は377百万円（同28.4%減）で売上高構成比0.6%となっております。

（事業部門別売上高）

事業部門別	品目	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比（%）
不動産分譲	戸建住宅	62,816	96.7	22.6
	宅地分譲	1,729	2.7	30.3
	マンション	—	—	—
	（小計）	64,546	99.4	22.8
その他	請負工事	193	0.3	△49.9
	賃貸	15	0.0	9.6
	その他	168	0.3	32.0
	（小計）	377	0.6	△28.4
合計		64,923	100.0	22.3

（不動産分譲事業における戸建住宅の地域別販売実績）

地域	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比（%）
東京都	19,501	30.2	68.9
埼玉県	18,483	28.6	37.0
神奈川県	7,876	12.2	△4.9
千葉県	14,516	22.5	△11.0
茨城県	153	0.2	△62.6
愛知県	2,686	4.2	6.1
宮城県	1,142	1.8	—
岐阜県	59	0.1	—
三重県	126	0.2	—
合計	64,546	100.0	22.8

## (2) 重要な設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました重要な設備投資の総額は、522百万円であります。その主なものは、新本社社屋建設であります。なお、当事業年度においても新たに営業所を7店舗開設いたしました。支社及び一部の営業所において土地及び建物を取得しております。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度における主な資金需要は、商品土地購入資金であり、事業拡大に伴い増加しております。当事業年度の主な資金調達は、次のとおりであります。

- ①金融機関からの借入により、短期借入金の残高は、2,653百万円増加し11,352百万円となりました。
- ②新本社社屋建設に必要な資金として、長期借入金433百万円を調達いたしました。
- ③運転資金の効率的な調達を行なうため、取引金融機関6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の当座貸越極度額の総額は、18,700百万円であり、借入実行残高は7,322百万円となっております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (平成17年5月期)	第23期 (平成18年5月期)	第24期 (平成19年5月期)	第25期 (平成20年5月期)
売 上 高 (百万円)	60,689	46,910	53,092	64,923
経 常 利 益 (百万円)	4,547	3,492	3,936	2,068
当 期 純 利 益 (百万円)	2,584	1,961	2,308	1,056
1株当たり当期純利益 (円)	10,888.18	8,160.17	9,600.76	4,393.54
総 資 産 (百万円)	25,506	25,719	35,201	39,385
純 資 産 (百万円)	10,913	12,176	13,886	14,319
1株当たり純資産額 (円)	45,397.28	50,649.43	57,763.65	59,565.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社では、平成16年7月20日付をもって、株式1株につき3株の株式分割を行なっております。  
第22期における1株当たり当期純利益は、この株式分割が期首に行なわれたものとして計算しております。
3. 第24期における総資産は、次事業年度以降に販売予定の在庫物件を積極的に仕入れたこと及び新本社用地取得等の有形固定資産の購入により増加しております。
4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

## (5) 対処すべき課題

我が国経済は、設備投資や輸出増加に支えられ企業業績は好調に推移し、景気は穏やかに拡大してまいりましたが、米国サブプライムローン問題を発した金融市場の混乱、原油価格の高騰、株安等により先行き不透明感が強まる状況であります。

不動産業界におきましても、昨年6月に施行された改正建築基準法の影響による新設住宅着工戸数の減少、土地及び建物原価の上昇分を販売価格に転嫁できない状況等が続き、同業他社との競争激化も相俟って依然として厳しい状況にあります。

このような厳しい環境の中において、当社は本業である戸建住宅を中心とした不動産分譲事業により更なる業績の拡大を図るべく、次の課題に取り組んでまいります。

### ① 経営基盤の拡充

今後においても、安定かつ継続して魅力のある戸建住宅を提供していくためには、優良な土地仕入情報を確保することが重要となってまいります。

当社では、引続き住宅ニーズの根強い首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）を中心とした営業基盤の拡充を図るとともに、中部圏（愛知県）及び東北圏（宮城県）等首都圏以外における営業基盤の構築に努めてまいります。

### ② 良質で低価格な戸建住宅の提供

今後において、魅力のある高品質で低価格な戸建住宅を提供していくためには、仕入物件の厳選化、取扱棟数の増加によるスケールメリットを活かした建物製造原価アップの抑制及び工程管理の強化等によるプロジェクト期間（土地仕入から施工及び販売まで）の短縮に努めてまいります。なお、仕入審査を強化するため、営業企画部を新設し、更なる厳選化を図ってまいります。

### ③ 経営管理体制の強化

今後において、安定かつ継続した企業成長を図るためには、そのドライバーとなる優秀な人材の確保に取り組むとともに、従業員教育の充実及び適正な人員配置等によって効率的かつ有機的な少数精鋭組織の維持構築に努めてまいります。

また、パブリックカンパニーとしての責務を果たすべく、コンプライアンス、リスクマネジメント体制の強化、アカウントビリティを含めたディスクロージャー体制の充実にも積極的に取り組んでまいります。

**(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況**

該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容（平成20年5月31日現在）**

- ① 分譲住宅の設計、施工及び販売事業
- ② 建設工事の設計及び施工事業
- ③ 不動産の賃貸事業
- ④ 損害保険代理店業務

**(8) 主要な事業所（平成20年5月31日現在）**

本 店：東京都西東京市東伏見三丁目8番13号  
支 社：（名古屋）愛知県名古屋市西区枇杷島  
支 店：（浦 和）埼玉県さいたま市南区辻  
営業所：（溝 口）神奈川県川崎市高津区溝口  
（竹ノ塚）東京都足立区伊興  
（横 浜）神奈川県横浜市中区山田町  
（成 増）東京都板橋区成増  
（松 戸）千葉県松戸市本町  
（大 宮）埼玉県さいたま市大宮区下町  
（中 野）東京都中野区中央  
（調 布）東京都調布市小島町  
（藤 沢）神奈川県藤沢市南藤沢  
（国分寺）東京都国分寺市東元町  
（亀 有）東京都葛飾区亀有  
（市 川）千葉県市川市市川  
（所 沢）埼玉県所沢市北秋津  
（川 口）埼玉県川口市戸塚鉾町  
（天 白）愛知県名古屋市天白区大根町  
（鶴 見）神奈川県横浜市鶴見区佃野町

( 蕨 ) 埼玉県蕨市塚越  
(千葉中央) 千葉県千葉市中央区神明町  
(多摩) 東京都小平市大沼町  
( 柏 ) 千葉県柏市柏  
(池上) 東京都大田区池上  
(船堀) 東京都江戸川区松江  
(練馬) 東京都練馬区練馬  
(東大和) 東京都東大和市向原  
(ふじみ野) 埼玉県ふじみ野市西  
(蓮田) 埼玉県蓮田市東  
(町田) 神奈川県相模原市上鶴間本町  
(千住) 東京都足立区千住  
(立石) 東京都葛飾区東立石  
(大泉) 東京都練馬区石神井台  
(西船橋) 千葉県船橋市本郷町  
(大府) 愛知県大府市吉田町  
(仙台南) 宮城県仙台市太白区鹿野  
(川越) 埼玉県川越市旭町  
(岩槻) 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻  
(越谷) 埼玉県越谷市七左町  
(昭島) 東京都昭島市松原町  
(下井草) 東京都杉並区下井草  
(鎌ヶ谷) 千葉県鎌ヶ谷市右京塚  
(はるひ野) 神奈川県川崎市麻生区はるひ野



(9) 従業員の状況 (平成20年5月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	295名	+60名	33.6歳	2.9年
女 性	64名	+15名	33.9歳	2.4年
合計又は平均	359名	+75名	33.7歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、社外から当社への出向者・派遣社員3名が含まれております。
2. 業績拡大を目的とした積極的な採用活動の結果、従業員数は企画営業部及び生産管理部を中心として75名増加しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成20年5月31日現在)

借 入 先	借入金残高
	百万円
(株) み ず ほ 銀 行	2,393
(株) 三 井 住 友 銀 行	2,039
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,000
(株) 千 葉 銀 行	1,908
(株) り そ な 銀 行	1,511
商 工 組 合 中 央 金 庫	1,386

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成20年5月31日現在）

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 432,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 240,400株 |
| (3) 株主数      | 7,758名   |
| (4) 大株主の状況   |          |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
山 本 重 穂	75,000 株	31.19 %
飯 田 和 美	30,800	12.81
有 限 会 社 一 商 事	16,800	6.98
有 限 会 社 フ ォ レ ス ト	12,000	4.99
森 和 彦	10,000	4.15
株 式 会 社 飯 田 産 業	5,151	2.14
田 中 敏 子	4,200	1.74
ユービーエスエージーロンドンアカウントアイビー ビーセグリゲイテッドクライアントアカウント	3,650	1.51
タクトホーム従業員持株会	3,434	1.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,165	1.31

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成20年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表の状況等
代表取締役社長	山本重穂	管理本部長
専務取締役	小寺一裕	営業本部長（兼）企画営業部長
常務取締役	守敏男	生産本部長（兼）生産管理部長
取締役	江波戸健	事業推進部長（兼）はるひ野営業所店長
取締役	中辻満壽雄	経営管理部長
常勤監査役	近松泰徳	—
監査役	栗本牧哉	有限会社共和税経総合事務所代表 公認会計士 栗本公認会計士事務所代表
監査役	小山鉄也	有限会社共和税経総合事務所代表 公認会計士 小山公認会計士事務所代表

- (注) 1. 常勤監査役近松泰徳、監査役栗本牧哉、監査役小山鉄也の各氏は、社外監査役であります。
2. 監査役栗本牧哉氏及び監査役小山鉄也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

##### ① 就任

平成19年8月27日開催の第24期定時株主総会において、栗本牧哉、小山鉄也の両氏が監査役に選任され、就任いたしました。

##### ② 退任

当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退職時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況等	退任日
専務取締役	田中 敏子	管理本部長	平成19年8月26日

(注) 専務取締役 田中 敏子氏は辞任による退任であります。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
山本 重徳	代表取締役社長 兼管理本部長	代表取締役社長	平成19年8月27日
小寺 一裕	専務取締役 営業本部長 兼企画営業部長	常務取締役 営業本部長 兼企画営業部長	平成19年8月27日
守 敏男	常務取締役 生産本部長 兼生産管理部長	取締役 生産管理部長	平成19年8月27日
江波戸 健	取締役 事業推進部長 兼はるひ野営業所店長	取締役 営業管理部長 兼はるひ野営業所店長	平成19年8月27日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 ( 名 )	支 給 額 ( 百 万 円 )
取 締 役	6	140
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	7 (7)
合 計	9	148

- (注) 1. 株主総会（平成14年8月27日開催）決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円であります。
2. 株主総会（平成14年8月27日開催）決議による監査役の報酬限度額は、年額30百万円であります。
3. 報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額も含まれております。
4. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記の支給額の他、使用人兼務取締役の使用人分給与を33百万円支払っております。
6. 上記のほか、平成19年8月27日開催の第24期定時株主総会の決議により支払いました役員退職慰労金は、取締役1名51百万円であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 近松 泰徳	17回	100.0%	12回	100.0%
監査役 栗本 牧哉	12	70.6	12	100.0
監査役 小山 鉄也	8	47.1	12	100.0

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

常勤監査役 近松 泰徳氏は、取締役会及び監査役会において、その経験や人格・見識から事業内容や議案について質問・発言されております。

監査役 栗本 牧哉氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から質問・発言されております。

監査役 小山 鉄也氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から質問・発言されております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人（旧新日本監査法人）

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等に係る助言業務」を委託し対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求する。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備いたしました。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社是並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス委員会及びコンプライアンス責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、是正処置及び再発防止措置を講ずるものとする。
- ④ 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」に基づく使用人等からの通報等の窓口を経営管理部内に設置し、これにより、組織的・個人的な法令違反行為・不当行為・不正行為等の早期発見と是正に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 経営管理部担当取締役を職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する統括責任者とする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、同規程に基づき整理・保存する。
- ③ 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

- ④ 「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

### (3) 損失の危機に関する規程その他の体制

- ① 当社は、役員及び使用人のリスク管理に対する意識の向上を図るとともに、効果的なリスクの把握とそのコントロールに努める。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する取組の企画・立案・調整及び推進を目的としてリスク管理委員会及びリスク管理責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ 経営管理部担当取締役は、各部門担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理し、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。
- ④ 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状態を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する体制

- ① 取締役は、取締役会が定める職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、所管する各部門の業務を執行する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各取締役の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗状況を定期的に取締役会で報告させる。
- ③ 各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- ④ 経営管理部担当取締役を統括責任者とし、各部門の施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。



- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、全社会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令及び「監査役会規程」並びに「監査役業務規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及び全体会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明をもとめることとする。
- ③ 「監査役会規程」及び「監査役業務規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (7) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行なうため、代表取締役社長の下、内部統制システムの構築を行ない、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行なうとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
- (8) **反社会的勢力排除に向けた体制及び整備**
- 当社は、反社会的勢力排除に向け、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する」旨を基本方針とする。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、経営管理部を対応統括部署とし、

事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応する。

---

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成20年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	<b>35,412</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>23,334</b>
現金及び預金	449	支払手形	4,434
販売用不動産	8,549	営業未払金	3,799
仕掛販売用不動産	22,204	短期借入金	11,352
未成工事支出金	3,648	1年内償還予定社債	2,000
前渡金	171	1年内返済予定	
前払費用	28	長期借入金	486
繰延税金資産	207	未払金	264
その他	151	未払費用	143
<b>II 固定資産</b>	<b>3,973</b>	未払法人税等	500
1. 有形固定資産	3,270	前受金	125
建物	752	預り金	79
工具器具備品	106	前受収益	1
土地	2,200	賞与引当金	145
建設仮勘定	465	<b>II 固定負債</b>	<b>1,732</b>
減価償却累計額	△254	長期借入金	1,223
2. 無形固定資産	35	退職給付引当金	84
ソフトウェア	32	役員退職慰労引当金	174
電話加入権	2	保証工事引当金	240
3. 投資その他の資産	667	その他	9
投資有価証券	187	<b>負債合計</b>	<b>25,066</b>
関係会社出資金	102	<b>純資産の部</b>	
長期前払費用	16	<b>I 株主資本</b>	
繰延税金資産	218	1. 資本金	1,429
その他	142	2. 資本剰余金	
<b>資産合計</b>	<b>39,385</b>	資本準備金	1,493
		資本剰余金合計	1,493
		3. 利益剰余金	
		(1) 利益準備金	41
		(2) その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	11,361
		利益剰余金合計	11,402
		<b>株主資本合計</b>	<b>14,324</b>
		<b>II 評価・換算差額等</b>	
		その他有価証券評価差額金	△4
		評価・換算差額等合計	△4
		<b>純資産合計</b>	<b>14,319</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,385</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成19年 6月1日から  
平成20年 5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>I 売 上 高</b>		
不 動 産 販 売 高	64,546	
請 負 工 事 収 入	193	
賃 貸 収 入	15	
そ の 他 の 不 動 産 収 入	168	64,923
<b>II 売 上 原 価</b>		
不 動 産 販 売 原 価	57,767	
請 負 工 事 原 価	147	
賃 貸 原 価	2	57,917
売 上 総 利 益		7,005
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		4,732
営 業 利 益		2,273
<b>IV 営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	3	
安 全 協 力 会 収 受 金	83	
雑 収 入	17	104
<b>V 営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	280	
社 債 利 息	22	
雑 損 失	6	309
経 常 利 益		2,068
<b>VI 特 別 損 失</b>		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	18	
過 年 度 保 証 工 事 引 当 金 繰 入 額	235	253
税 引 前 当 期 純 利 益		1,815
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	900	
法 人 税 等 調 整 額	△141	758
当 期 純 利 益		1,056

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成19年6月1日から  
平成20年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 の 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	剰 余 金 合 計	
前 期 末 残 高	1,429	1,493	1,493	41	10,906	10,947	13,869
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△360	△360	△360
当 期 純 利 益					1,056	1,056	1,056
剰 余 金 の 配 当 (中間配当額)					△240	△240	△240
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	455	455	455
当 期 末 残 高	1,429	1,493	1,493	41	11,361	11,402	14,324

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	17	17	13,886
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△360
当 期 純 利 益			1,056
剰 余 金 の 配 当 (中間配当額)			△240
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△22	△22	△22
当 期 変 動 額 合 計	△22	△22	433
当 期 末 残 高	△4	△4	14,319

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
  - その他有価証券
  - 時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法  
                            (評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定)
  - 時価のないもの : 移動平均法による原価法
  
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
    販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金 : 個別法による原価法
  
3. 固定資産の減価償却の方法  
  - 有形固定資産 : 定率法  
                            但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)については定額法。  
                            なお、主な耐用年数については次のとおりであります。  
                            建物                            11～50年  
                            工具器具備品                    3～20年
  - 無形固定資産 : 定額法  
                            なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
  
4. 引当金の計上基準  
  - (1) 賞与引当金  
        従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
        従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法により、自己都合退職による事業年度末要支給額を計上しております。
  - (3) 役員退職慰労引当金  
        役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) 保証工事引当金  
保証工事に係る費用に備えるため、過去の実績を基礎として算出した見積額を対象物件の販売時に計上しております。

#### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 6. 消費税等の会計処理

- (1) 税抜方式によっております。  
(2) 控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間で均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

#### 7. 重要な会計方針の変更

##### 保証工事引当金

一定期間、無償にて修理等を行なう費用について、従来は、実際に修理等を行なった時点の販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、当事業年度より、過去の実績を基礎として算出した見積額を販売時点の売上原価に計上する方法に変更し、保証工事引当金を計上しております。当該変更は、対象となる戸建住宅の累積販売棟数の増加等により将来の修理費用等の重要性が高まってきたため、費用収益の対応を図り適正な期間損益を算定するためには、保証工事に係る費用は保証工事の対象となる戸建住宅の販売時に売上に対応する原価として引当てるべきであると判断したこと、及び将来の修理費用等を合理的に見積もる体制が整備されたことから実施いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、売上総利益が87百万円、営業利益及び経常利益が各々5百万円減少し、過年度分を過年度保証工事引当金繰入額として特別損失に235百万円計上した結果、税引前当期純利益は、240百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保権の設定が留保されている資産

販売用不動産	405百万円
仕掛販売用不動産	687百万円
計	1,093百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	1,386百万円
計	1,386百万円

2. 土地仕入資金の効率的な調達を目的として、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	18,700百万円
借入実行残高	7,322百万円
差引	11,378百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	1,386百万円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	営業取引以外の取引高	24百万円
-----------	------------	-------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数 240,400株

2. 当事業年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

(1) 平成19年8月27日の第24期定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	360百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,500円
基準日	平成19年5月31日
効力発生日	平成19年8月28日



(2) 平成20年1月15日の取締役会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	240百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,000円
基準日	平成19年11月30日
効力発生日	平成20年2月12日

3. 当事業年度の末日後に行なう剰余金の配当に関する事項  
平成20年8月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

配当金の総額	360百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,500円
基準日	平成20年5月31日
効力発生日	平成20年8月27日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	38百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	54百万円
退職給付引当金	33百万円
役員退職慰労引当金	71百万円
保証工事引当金	97百万円
たな卸資産評価損	70百万円
その他	62百万円
繰延税金資産合計	<u>427百万円</u>
繰延税金負債	
前払労働保険料	<u>△1百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1百万円</u>
繰延税金資産の純額	425百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	13百万円	6百万円	7百万円
合計	13百万円	6百万円	7百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	4百万円
1年超	6百万円
合計	10百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	5百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)  
子会社等

属性	会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引 の内容	取 引 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
						役員 兼任等 (人)	事業上 の 関係				
関連 会社	住宅 振興 事業 (協)	東京都 武蔵野市	306	金融事業	(所有) 接 直 33.3	兼 任 名 1	資金の 借 入	借入利息 の支払	23	前払費用	1
								転貸手数 料の支払	1	未払費用	1
								資 借 金 の 入	2,858	短 借 入 金	1,386

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して合理的に決定しており、返済条件は期間1年未満、一括返済としております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	59,565円66銭
1株当たり当期純利益金額	4,393円54銭
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	
当期純利益	1,056百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	1,056百万円
普通株式の期中平均株式数	240,400株

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は平成20年7月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行なう理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行なうものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

10,000株(上限) (発行済株式総数に対する割合 4.16%)

③ 株式の取得価額の総数

300百万円(上限)

④ 取得する期間

平成20年7月22日から平成21年1月30日まで

⑤ 取得方法

東京証券取引所における市場買付

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年7月23日

タクトホーム株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	太田恵子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北澄裕和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井村順子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タクトホーム株式会社の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年8月1日

タクトホーム株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 近 松 泰 徳 ㊟

社 外 監 査 役 栗 本 牧 哉 ㊟

社 外 監 査 役 小 山 鉄 也 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第25期の期末配当につきましては、株主の皆様に対する安定的な配当を基本とし、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1,500円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は360,600,000円となります。

また、当期では1株につき1,000円の間配当金を既にお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき2,500円となります。

#### ③ 剰余金の配当の効力発生日

平成20年8月27日といたしたく存じます。

### 第2号議案 取締役5名選任の件

現任取締役5名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	山本重穂 (昭和27年2月15日生)	平成7年6月 当社取締役 平成10年7月 代表取締役社長(現任) 平成11年8月 住宅振興事業協同組合監事(現任)	75,000株
2	小寺一裕 (昭和42年7月18日生)	平成12年1月 当社入社 平成12年5月 本店店長 平成13年5月 取締役 戸建事業部長 平成14年12月 常務取締役 平成16年6月 営業本部長(現任) 企画営業部長(現任) 平成19年8月 専務取締役(現任)	900株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	守 敏 男 (昭和27年10月19日生)	平成7年4月 当社入社 平成16年8月 生産管理部長(現任) 平成18年8月 取締役 平成19年8月 常務取締役(現任) 生産本部長(現任)	326株
4	江波戸 健 (昭和38年10月21日生)	平成6年1月 当社入社 平成11年10月 溝口営業所店長 平成15年8月 取締役(現任) 平成16年6月 営業管理部長 平成17年11月 調布営業所店長 平成19年8月 事業推進部長(現任) はるひ野営業所店長(現任)	960株
5	中 辻 満壽雄 (昭和33年9月3日生)	平成17年5月 株式会社三井住友銀行より当社へ出向 平成18年7月 経営管理部長(現任) 平成18年8月 取締役(現任)	—

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役近松泰徳氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
近松 泰徳 (昭和11年11月14日生)	昭和35年4月 商工組合中央金庫入庫 平成3年12月 大三製鋼株式会社入社 平成13年7月 当社監査役(現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 近松泰徳氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補とした理由

近松泰徳氏につきましては、金融機関出身者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、その経験と見識を当社の経営に活かしていただくために社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、7年であります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、定款第33条において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である近松泰徳氏と当該責任限定契約を締結しております。

近松泰徳氏の選任につきご承認いただきました場合には、上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

メ モ

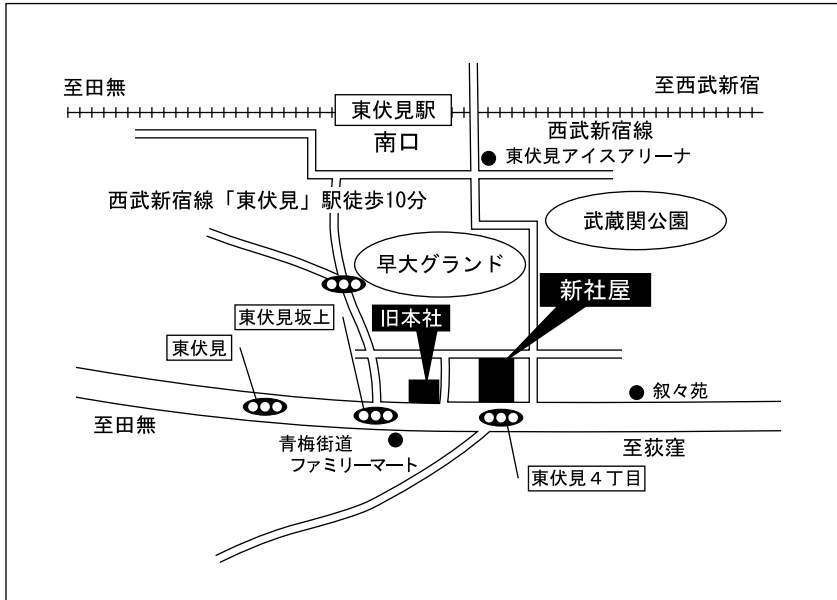
A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

本社 2階大会議室

TEL 042-464-8788



交通 ○西武新宿線「東伏見駅」南口 徒歩約10分

なお、本会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。